

遠州報国隊員山本金木の蔵書と歴史意識

夏目 琢史

はじめに

本稿で取り上げる山本金木（一八二六～一九〇六、別名・大隅、直躬、本稿では「金木」に統一して述べる）は、遠江国敷地郡宇布見村（現在、浜松市西区雄踏町）の金山神社神主賀茂家の長男として生まれた。⁽¹⁾ 彼は、とくに幕末の東海地方を代表する幕末草莽隊・遠州報国隊の中心的なメンバーとして知られ、多くの『日記』⁽²⁾ を後世に伝えたことで有名である（金木の系譜については表1を参照）。金木は、十五歳の頃に神宮寺村の八幡宮の神主であった山本氏の跡を継ぐことになった。神宮寺村は、浜名湖の北東に位置し、井伊谷川の水資源に恵まれた盆

地であるが、⁽³⁾ 東海道筋からは少し距離があり、いわゆる遠州国学の隆盛している浜松の中心部とは離れた地域である。本稿は主に、この神宮寺村、およびその隣村における金木の活動について、彼の情報収集の方法とそれに関わる「歴史意識」⁽⁴⁾ の形成過程を中心に検討していきたい。

なお、史料としては、現在、引佐図書館で保存されている中井俊家文書・山本健一家文書（浜松市役所文化財科所管）、および引佐町教育委員会編纂の『山本金木日記』⁽⁵⁾（注2参照）を用いる。この『日記』は、坂本柳次氏の所蔵に係わるもので、⁽⁶⁾ 安政四年（一八五七）から始まる膨大な日記であり、遠州報国隊研究の上で欠かせない有名な史料群の一つである。⁽⁷⁾ 本稿もこれを中心に用いるが、

適宜、村方に残る別の文書群も駆使しながらみていくことにしたい。

1 神宮寺村の山本金木

宇布見村の有力神主の家に生まれた金木は、その育った環境のゆえに、幼い頃から神仏に関心を向ける契機に恵まれていた。しかし、神主への自己意識形成の直接的な直接的な契機となつたのは案外にありふれた事である。彼は以下のように述懐している。

「十年ノ夏、父俄腹痛発ニシ絶入ントス。驚キ身ヲ以テ父ニ替ラン事ヲ祈念ス。忽ニシテ快方ニ趣ク。此時十四歳也。コレヨリシテ殊更ニ祈神ノ念を発セル也」⁽⁷⁾

先述したように、この一年後に金木は八幡宮を「村持之社」とす神宮寺村に移り、神主職をつとめるようになる。その経緯について金木自身の回想によれば、天保頃に井伊谷近藤家の紹介で神主を勤めることになった山本常陸という人物が、多額の借財の末に社叢の絵を売り払い妻と共に出奔してしまつたために、近藤家の家老であ

る後藤長蔵を通じて宇布見の賀茂家に掛け合い紹介を依頼されたことによるという。これは、金木の実父が元々神宮寺村の神主家出身であつたことによる。こうして天保十一年十二月八日、山本金木が八幡宮の神主を勤めることになった。⁽⁸⁾ 八幡宮の神主時代の金木の収入源は、祈祷などを請負つていた他に、自らも農作業に従事していたことがすでに明らかにされている。⁽⁹⁾ 稲作・畑作（小麦・大麦・豆（大豆・小豆）、琉球蘭、そば等）など幅広い農業経営を行つてゐる。⁽¹⁰⁾ 金木の蔵書のなかに、いわゆる「農書」のような書物はほとんどみられないが（例外的に「ききんの心得」が存在）、これは金銭的に充実していなかつた若い頃に、より熱心に農業に取り組んでいたことと関連していると思われる。

一方、祈祷活動について、安政四年の金木の動向をまとめたものが表2である。これによれば金木はすでに安政期に、ほぼ現在の浜松市域に及ぶ幅広い地域で祈祷者として活動していたことが確認できる（京都本所吉田家による引佐地方の鍵取・社守など在地神職の編成はこの翌年から本格的となる）。金木は祈禱を一つの手段として地域社会にその存在感を示していったと考えられる。こ

表1 山本金木の系譜

No.	年号	西暦	年令	出来事
1	文政9年1月10日	1826年2月16日		宇布見村賀茂家に生まれる
2			4	いろは手習いを開始
3			8	家・名・村名等を書くことができるようになる(手本が後世にまで残る)
4	天保2年2月8日	1831年3月21日	"	中村源左衛門亀年の門に入り字を習う
5	天保7年8月13日	1836年9月23日		暴風雨により田畑に被害が出る
6	天保8年春		11	大飢饉が発生。「前代ニモ稀ナリト云ツバク、路傍ニ餓死スルモノノビタシ」。
7	天保8年2月	1837年3月	12	自法庵千寿の門に入り漢書の素読を始める
8	天保8年11月	1837年11月		祖母(=山崎村古橋幸右衛門の息女)が死去(享年57)。
9	天保9年冬~	1838年		重症の疱瘡大流行。賀茂家でも五人の子供が煩い、妹三人が重症、一人死亡する。
10	天保10年夏	1839年	14	父が腹痛を患う(一本文)
11	天保11年12月8日	1840年12月31日	15	山本家を相続する
12	天保13年8月15日	1842年9月19日		井伊共保公八百年祭法事の執行。
13	天保13年11月	1842年11月		上京して吉田家の任官を受ける。それまで中井氏が後見となる。
14	天保14年春	1843年		中井氏の後見を離れ、預け置かれた御朱印を受け取る
15	天保14年8月	1843年8月		八月大祭衣冠着用にて勤める。7月より瘧病を煩う。
16	弘化3年	1846年	22	富士参詣に出かける
17	安政2年9月	1855年10月		彦根役人に井伊八幡宮の由緒口上書を提出。6日、長野主馬が初穂料1朱を上納する。
18	安政3年	1856年		『修学院御幸御歌会集同御列次第』を執筆
19	安政4年5月24日	1857年6月15日		伊勢・津島参詣に立出(～6月12日)。豊宮崎御文庫・林崎御文庫などを見学。桑名宿の鬼島廣蔭に講釈を承る。
20	安政5年3月11日	1858年4月24日		中井伊豫とともに、奥辺神職に神職道の教諭と吉田家への取り次ぎを始める。
21	万延2年3月21日	1861年4月30日		羽田壱八幡宮御文庫の蔵書を見見。『俗神道大意』を購入。
22	文久3年7月22日	1863年9月4日		男子誕生
23	慶応元年7月2日	1865年8月22日		狩宿村の峯野次郎左衛門から『大日本史』を購入。
24	慶応2年3月26日	1866年5月10日		伊豆雲見神社参拝に出発
25	慶応2年5月12日	1866年6月24日		羽田野敏雄の仲介により、気吹舎へ入門(弟備後直章・新所内藤信足とともに)
26	慶応2年6月27日	1866年8月7日		狩宿村伴五郎方より『大日本史』51～100まで五十巻届く。
27	慶応2年9月3日	1866年10月11日		熱田神社参詣のため立出
28	慶応3年3月12日	1867年4月16日		岡崎へ行き、平田先生の書物を購入(書籍代・金両壱拾分)
29	慶応3年6月11日	1867年7月12日		金指陣屋箱根権現祭を盛大に執行(花火の打ち上げ、大神楽、狂言など)
30	慶応4年3月9日	1868年4月1日		遠州報国隊の中心メンバーとして活躍(省略)。『東行日記』の記事が始まる。
31	明治5年8月2日	1872年9月4日		遠江国佐野郡日坂八幡宮祠宮を拝命
32	明治6年3月5日	1873年3月5日		遠江国引佐郡神宮寺村清伊神社祠宮を拝命
33	明治6年3月19日	1873年3月19日		神権少講義を拝命
34	明治6年8月19日	1873年8月19日		遠江国小国神社権祢宣を拝命
35	明治7年6月3日	1874年6月3日		熱海温泉に療養のため立出、横浜・東京で井伊邸・賀茂水穂などを尋ねる。
36	明治7年7月31日	1874年7月31日		日吉神社権祢宣を拝命
37	明治7年9月27日	1874年9月27日		伊賀国敦国神社権宮司を拝命
38	明治7年11月19日	1874年11月19日		三重県管内神道教導取締を引き上げる
39	明治8年4月7日	1875年4月7日		兼補中講義
40	明治8年12月23日	1875年12月23日		三重県下神道事務局副長担任
41	明治8年12月24日	1875年12月24日		伊賀国敦国神社宮司を拝命
42	明治10年7月20日	1877年7月20日		補権大講義
43	明治10年12月12日	1877年12月12日		井伊谷宮祢宣を拝命
44	明治18年10月20日	1885年10月20日		郷社清伊神社祠宮兼務の認可
45	明治23年9月12日	1890年9月12日		井伊谷宮宮司を拝命
46	明治23年10月23日	1890年10月23日		清伊神社奉職以外を退職
47	明治23年4月7日	1890年4月7日		静岡県皇典講究分所受持委員
48	明治25年2月	1892年2月		静岡県引佐郡神職取締分所長に任命される
49	明治25年2月3日	1892年2月3日		鹿玉郡神職取締分所長に任命される
50	明治27年10月8日	1894年10月8日		引佐郡井伊谷村郷社清伊神社祠に補任
51	明治29年9月2日	1896年9月2日		神苑会静岡県委員囑託に任命される
52	明治36年5月5日	1903年5月5日		井伊谷村役場からの依頼によって履歴書を作成し提出する
53	明治38年7月26日	1905年7月26日		田畑六所神社社掌を辞職する
54	明治38年9月1日	1905年9月1日		白岩六所神社社掌を辞職する
55	明治38年12月23日	1905年12月23日		清伊神社祠宮を辞職する
56	明治39年9月	1906年9月		上記の他の神社社掌を辞職する
57	明治39年11月27日	1906年11月27日		死去

注記「山本金木履歴」『日記』(坂本柳次氏所蔵)、山本健一家文書をもとに作成。表中のNo.は本文との対比のために筆者が便宜的に付したものである。年令は金木自身が示したもののみ記入した。

表2 山本金木の祈禱活動（安政4年の場合）

No.	年号	依頼	内容	備考
1	2月19日	神宮寺村方	村中一軒も残らず風邪のため八幡宮へ御千度参り。村境まで風送り。	
2	3月21日	坂下平蔵妻	野狐の障癖につき、墓目祈禱。	
3	3月28日	小楠治左工門（米津村）	墓目祈禱。22日に依頼のために来訪。	米津村は、現在浜松市南区新橋町米津。沿岸部に安政2年（1855）に築造された「米津台場」がある。
4	5月2日	山崎村	祈禱へ行く	山崎村は、現在の浜松市西区雄踏町山崎。
5	5月6日	佐五平（小沢村）	墓目祈禱に行く	小沢村は、現在の菊川市小沢。
6	5月18日	大澤佐十妻（豊田郡舟明村）	病気につき墓目祈禱に行く（～21日）	舟明村は、現在の浜松市天竜区船明。
7	8月4日	佐五兵衛（山崎村）	墓目祈禱に行く	
8	9月29日	吉蔵（山崎村）	祈禱へ行く	
9	10月9日	今吉（鶴代村）	墓目祈禱に行く	鶴代村は、現在の浜松市北区三ヶ日町鶴代。
10	11月4日	五左工門（狩宿村）	墓目祈禱に行く	狩宿村は、現在の浜松市北区引佐町狩宿。
11	11月11日	山尾藤十（井小野村）	墓目祈禱に行く	
12	11月23日	市郎治（山崎村）	墓目祈禱に行く	
13	12月14日	泰治	地神遷宮に行く	
14	12月16日	彦十（山崎村）	祈禱に行く	
15	12月23日	（神宮寺村周辺）	祈禱、所々より頼まれる	

ここには地域社会の各家がもつそれぞれの要求（病氣療養・狐つきの除去など）に応える存在としての彼の姿が浮上する。とくにこの頃は飢饉や疫病が多く、村中が全員風邪になるなど、社会不安が増大していた時期である。金木の兄弟もこうした流行病によって苦しめられており、このような不安の増長が間接的に彼の神職としての立場を自覚化させたとみられる。金木自身、家族五人を連れてまだ当時始まったばかりの「植え疱瘡」を行い、三ヶ日（現、浜松市北区三ヶ日町）の摩訶耶の医者まで出かけている。この数日後神棚に疱瘡神を祀っている姿もみられ、当時、当該地方においても疱瘡がかなり恐れられていたことが知られる。祈禱の依頼はこうした不安に基づくものであり、安政三年の祈禱礼金は、都合五両拾九貫八百三十式文（実質はもっと多い）であり、賽銭や初穂による収入が拾四貫五百六十文余であるから、山本家の収入のかんりの部分を占めていた。⁽¹¹⁾

なお、神主としての金木はとくに隣村井伊谷村の二宮神社の世襲神主である中井氏との密接な関わりをもっていた。それは、金木が若年で神宮寺村へとやって来たことによる後見としての役割を担ったということ以上に、

更に深い結びつきが存在していたようである。まず、ここで井伊谷村の中井家について簡単に触れておくことにしよう。

井伊谷村は、神宮寺村と同じ旗本井伊谷近藤氏の支配地で、地理的にも隣接しており、現在の行政区画では「井伊谷」という地名で統一されている。井伊谷村の中心には「井伊谷町」といわれる町場が、戦国・近世初期にはすでに形成されており、⁽¹²⁾中井家が神勤する二宮神社もこの井伊谷町の北辺に存在していた。二宮神社の由緒は、後醍醐天皇の皇子・宗良親王を祀ったことに由来し、天保・嘉永期に中井直恕によって書かれたと思われる「神主屋敷留記」には「二宮大明神之儀者、南帝之皇子一品征夷大將軍宮中務卿宗良親王之為廟祠旨、於方廣寺而上聞被為達候故、官軍新田世良田等之御由緒、巨細被為在御尋候而、御役付御高触神燈に被進御備候。」と記されている。⁽¹³⁾中井氏はこの他に、井伊大明神という別の社殿の神主職も世襲的に行ってきたが、このことは神宮寺村⁽¹⁴⁾の場合とは極めて対照的であった。神宮寺村の中心となる八幡宮は、村人によって次のように認識されていた。

【史料】

氏神八幡宮様古例御定法之事

一 昔々有来候通萬事無相違村中打寄進相談相勤可申事

一 御神領御朱印初而被為下置候節々支配村中御地頭様御

添翰御墨付二も村中支配二御定也。

一 八月御祭禮從古如有来ル萬端無相違相勤新キ之儀無之

様二不寄何事村中談合之上二而相勤可申事。

一 御社中於御山二隨為小木生木者不及言枝葉成共我俣自

由二切取申間敷候。御雜榮之御用木、又者、御拂木、

惣而御宮御用木二成候節者、村中打寄相談之上、大木

者御屋鋪様江御改申上、其上二而切可申事。

一 御神領取納御賄方之儀、庄屋・組頭年番二相勤、年々

勘定目録村中江披露可致事。

右之通御宮之儀不寄何事古々如有来古例定法少茂無相

違村中寄合相談之上二而相定誰人二而茂横道非儀之我

俣致間鋪候。若相背候者、氏神八幡大菩薩秋葉山大権

現神罰冥罰可蒙罷者也。仍神文判形如件。

明和六五年十二月吉日

山本志津摩（印）（以下、連印略）

今度村少々六ヶ敷覆掛り候二付、兵藤市郎右衛門取扱
無事大平二相濟千秋萬歳。

この史料は後述する寛政期の出入り以前のものであり、その点からもきわめて重要となるが、ここから次の三点をまず指摘できる。

① 八幡宮は「村中支配」の社として古くから認識されていたこと。

② 八月祭礼などに対して新規の儀を禁じ、専ら古よりの仕来通りにつとめることを主張していること。

③ 八幡宮の「神領」の取納賄方についても、庄屋・組頭が年番に勤め、毎年勘定目録を村中に披露する決まりが存在していたこと。

こうした神宮寺村の鎮守をめぐる強固な意識は、隣村の井伊谷村（二宮神社）にはあまり見られず、この村の特徴となっている。これは神主家に対して神宮寺村の「神領」（八幡宮附の田地）の人々が「神金」⁽¹⁶⁾を納入してい

たことに大きく関連している。兵藤家に伝わる文書によれば、一代一度もらえる神職官金として神主に五両二分、祠官に二両三分、祢宜・神子にそれぞれ一両三分が渡され、さらに豊作凶作に関係なく毎年の神勤料として十俵（一五俵は祭礼分として別）が神主のもとに納められ、祠官一俵、祢宜・神子にそれぞれ二斗ずつ配分されていた。⁽¹⁷⁾

一方の神主中井家は、旗本近藤氏の支配組織のなかで「代官」としての役を担っており（近世後期に本家は專業神主化。幕末にも代官として中井氏の名が見られる）、その点でも専ら「神主」として認識されていた神宮寺村の山本家あるいは夏目（棗）家とは性格が異なっている。中井家と山本家の最大の相違は、京都本所吉田家との関係性にある。專業神主として中井家は享保期にはすでに浜松の杉浦氏を仲介として吉田家と結びつきがみられるが、八幡宮の「村持」意識が根強い神主山本家は、吉田家との（家としての）密接な関係性を寛政年間までに明確化できていなかったと思われる。なお、中井家と神宮寺村の関係については、金銭の貸し借りなどがみられるが、具体的な様子については不詳である。⁽¹⁸⁾

また、両村にとつて経済・政治の両面で最も大きな影響力をもったのが彦根井伊家の井伊谷来訪であり、金木はこのときの初穂料によつて神主職に就くことできた⁽¹⁹⁾。

さらに、神宮寺村はこうした井伊氏との由緒の他に南朝の宗良親王にかかわる由緒も有している。これはとくに後醍醐天皇の皇子宗良親王の遠江における活躍に関するものである。たとえば神宮寺村で村役人をつとめた兵藤家には、引佐地方の有力寺院である臨済宗方廣寺派の奥山方廣寺の由緒にかかわる貞享二年（一六八五）に神社奉行所に提出したものの写し書きが残存しており、こうした文書が村方に残されていることは、南朝（＝後醍醐天皇）とゆかりの深い地域であることが、引佐地方に明治以前から言い伝えられていたことを示していると考えられる。

以上、山本金木が神主職に就く神宮寺村について概観してきたが、次節では山本家の蔵書について注目し、そこから金木自身の思想の特徴について考察していきたい。

2 山本金木の蔵書と宗良親王研究

山本金木は多くの蔵書を有しており、それらを表3のように分類し、控えていた。この分類は、おそらく明治になって形成されたものと考えられるが、ここから明治以降は、貸出等（金指近藤氏、宇布見）も行っていたことが知られる。

また、蔵書はジャンルにとらわれず広汎に蒐集されている。ここで金木がイロワ印をどのような意識をもとに区分しているのか判断がつかないところもある。ジャンルとしては次のように分類できるであろう。

(a) 神道関係の書物：『俗神道大意』（平田篤胤著、万延元年刊）、『神教要旨略解』（近衛忠房他撰、明治）、『神事略式』（明治元年）、『三教眼目答書』（小池貞景著、安政三年刊）、『神職考』（小寺清之著、文政元年刊）など。

(b) 井伊家・宗良親王関係の書物：『李花集』（宗良親王著）、『宗良親王御年譜』（作者・成立年未詳）、『浪合記』、『井伊記』（曲淵宗立齋など、慶長二年成立）、『井伊家古代由

		備考
4 竹の五百枝 二	5 鴨川集略写 三	⑧:「其余ハ字布見へかしアリ」
9 七十六番歌合 一	10 秋野の錦	
14 兼口 二	15 後撰集 七(同割記 一)	
19 六歌仙其他合 一	20 鄙さへづり 一	
24 万葉考拔書 一	25 四季草 四	
32 五経 十	33 天満宮御傳記 一	
37 俗神道大意 四	38 神語論本 一	群書類従内の季花集二巻は井伊谷宮へ貸す。
42 人國記 二	43 神拝式 一	
47 大日本名跡便覧 三	48 窮理図解并天変地略 一	
52 新居帖 四	53 楷書臨本 二	
57 詞の玉橋其他合 一	58 八田知紀集其他合 一	
62 直毘靈補註 三	63 神功皇后御傳記略 二	
67 都日記 一	68 玉篇字引 九	
72 武徳編年集 一		
た分あり。7～17巻は不足。		
77 五経 十		
82 サイバラ 二	83 神楽歌サイバラ注解 一	
87 和名抄 十	88 文徳実録 十	
92 浪合記 一	93 イロハ字引 一	
97 井伊記 二	98 入学問答	
102 参河國宮社考 一	103 賢樹恋歌合 一	
107 冠辞考 十	108 大祓釈 隆正 一	
112 神教要旨 一	113 気海観瀾廣義	
117 書籍考 一	118 小学 二(合本全部)	
122 姓氏録 三	123 神代紀鬘孳山蔭 一	
127 張郎子之筆跡 一	128 唐詩帖 二	
132 國分宝鑑 一	133 鶯蛙集 二	
137 御遷宮長歌 一	138 雲上明覧 二	
142 六華集 一	143 古今集小本 一	
147 銅板図 一	148 諸礎諺解 一	
152 イロハ字引	153 万葉一句類語抄 一	
157 袖珍諸学便覧 一	158 雅言仮字格 一	
162 顯城記 一	163 三音考 一	
167 古事記 三	168 三大考論弁其外 一	
172 日本紀類聚解其外 一	173 顯城録 三	
177 本居翁ヲ拝詞 一	178 出雲風土記 二	
183 嬖姫命世記 一	184 古語拾遺抄 一	
188 地球図 一	189 和漢年契 一	
194 慶安御触書 一	195 味方原合戦考 一	
199 顔鏡 一	200 史撰百傳 一	
204 玉かつま 七	205 万水一露 五十七	
209 神職こゝろえ草 一	210 和俗童子訓 一	
214 若木詩抄 三	215 莊子 十一	
219 三体詩 一	220 職源抄 五	
224 己卯雜識 一	225 古事記仲間衰記 一	
229 易 七	230 古今字学考 一	
234 古文 二	235 枕草子 十三	
242 古事記 三	243 金朝史略 十五	
249 春秋左氏傳 十五	250 文藻行潦 一	

表3 山本金木の蔵書

分類法	資 料 名		
イ印	1 古今撰 三	2 柳園集 五	3 美濃の家つと 二十六
	6 古今和歌集御傳受竟宴 一	7 明倫歌集 五	8 鈴屋集 六
	11 艶梅和歌集 一	12 能宣集 一	13 伊勢集 一
	16 柿園詠草 二	17 李花集 二	18 千百人首 二
	21 芳野紀行 一	22 新葉和歌集 二	23 紙魚室長歌集 一
	26 嘉永廿五家絶句 四	27 献策篇全	28 橘蔭集草稿 数本
ロ印	29 史記 二十五	30 蒙求 三	31 四書 七
	34 静の岩屋 二	35 古道大意発端弁書其他合 一	36 弘安礼節 一
	39 神教要旨略解 一	40 神事略式 一	41 古事記 初其外 一
	44 栄樹園集祝詞部 一	45 三教眼目答書 一	46 学統弁論 一
	49 皇朝義略 八	50 新論 一	51 菱湖法帖 四
	54 三川國二葉松 二	55 玉襪 一	56 太社詞後經 一
	59 六句歌体弁其外合 一	60 御鎮座傳記 一	61 馭戎問答 二
	64 修学院御幸御歌会集其外合 一	65 伊勢物語釈 一	66 かげらふ日記 三 同補遺
69 熟語便覧 一	70 装束図式 二	71 獨語 一	
ハ印	73 大日本史(八十九冊) ※1・2・5巻は金指近藤氏に貸す。明治九年七月十九日に宇布見三宅氏に貸し		
ニ印	74 史記 三十五	75 蒙求 三	76 四書 十
ホ印	78 群書類従 八十三巻		
ヘ印	79 万葉集 二十	80 古史傳四ノ巻 一	81 古今六帖 六
	84 題林控和歌集 八	85 新百人一首 一	86 職人歌合 三
	89 皇朝史略正統 十五	90 宗良親王御年譜其外 一	91 國史略 五
ト印	日記、詠草、其外草稿類		
チ印	日誌		
リ印	94 歴朝詔詞解 六	95 童蒙入学門 一	96 武徳編年集 二十六
	99 名目類鈔 二	100 印刷秘決集 一	101 きゝんの心得 一
	104 球上一覧 一	105 毛詩 五	106 多度縁起 一
	109 尚書 六	110 しまとのまにまに 一	111 井伊家古代由緒 一
	114 すゞむし 一	115 百人首筆のかけはし 二	116 年中修事秘要 一
	119 群書類従 七	120 古言梯 一	121 和歌会式 一
124 神職考 一	125 大日本輿地図 一	126 朗詠集 一	
ぬ印	静岡隊日記乎始記録詠草やウノモノ		
を印	129 靈示正鑑 二	130 北國六州細見図 一	131 古文カナ付 一
	134 千種の句 二	135 神名記 一	136 四書カナ付 一
	139 東京絵図 一	140 佛譜新五百題 二	141 紀元通略 一
	144 字引 一	145 官員録 一	146 イロハ字引
	149 歩操新式 四	150 遠江絵図	151 掌中群書一覧 一
	154 道中懷宝 一	155 十三朝紀聞 四	156 四季部類小本 一
	159 神祇式 十	160 鹿島名所図 二	161 大平春海頌合 一
	164 春のみみぢ 一	165 古学淳粹集 一	166 拝靈全詞 一
	169 家傳医法 二	170 日本紀 十五	171 宝永十條 一
	174 住吉物語其外 一	175 同其外合 一	176 神代系図 一
	179 古語拾遺、一	180 同神代 二	182 玉アラレ 一
	185 長歌撰格 二	186 駿河風土記 一	187 祭典略 一
	190 出定笑語 四		
ワ印	191 ウヒマナビ 一	192 無文行状記 一	193 神社便覧 一
	196 唐詩選 四	197 和歌式 一	198 易原図略説 一
	201 玉梓百首 一	202 名所今歌集 一	203 錦繡録 一
	206 思玄口本 一	207 癩科ヒロク 一	208 神代系図 一
	211 名医詠 一	212 經典餘師 三	213 有職問答 一
	216 諸國殘篇風土記 一	217 古野若菜 一	218 萬書韻会 二
	221 磨光詠鏡 二	222 自家草稿類数々	223 獨語 一
	226 日本歳時記 四	227 遊仙窟 五	228 浜のまさご
	231 雨宮御祓銘論 二	232 触穢私考	233 水府公不可和其外
	236 論語俚諺鈔 三	237 同餘論 三	238 唐詩聯錦 一
	239 日本地誌略 二	240 内國史略 二	241 物理階梯 三
	244 字音かなつかひ 一	245 縣居翁集 一	
	明治九年改	246 正文草軌範 三	247 続文章軌範 三
明治八年東京 端枝へ送る	251 文語砕金 二	252 律詩韻函 五	253 対句自在 五

注記)「書物扣」(山ノ63)『山本金木日記他』(引佐町、1984年)をもとに作成。資料名の前に付した通し番号は著者による。また、資料名およびその後の漢数字は、原文のままとした。

緒、『無文行状記』。

(c) **国史・地誌に関する書物**：『天満宮御傳記』（平田篤胤著、文政三年刊）、『人国記』（元禄十四年刊）、『三河国二葉松』（佐野知堯著、元文五年）、『神功皇后御傳記』（矢野玄道著、安政五年）、『国分宝鑑』（文化四年刊）、『紀元通略』（羽藏簡堂著、文政十年）など。

(d) **和歌に関する書物**：『鈴屋集』（本居宣長著、寛政十、十二年刊）、『新古今集美濃の家つと』（本居宣長著、寛政九年刊）、『竹の五百枝』（竹村尚規著）、『七十六番歌合』（夏目襲麿著、文化二年刊）、『柿園詠草』（加納諸平著、嘉永六年）、『神楽歌催馬楽』など。

(e) **国学関係の書物**：『直毘靈補註』（野之口隆正著、安政二年成立）、『馭戎問答』（大國隆正著、安政二年）、『古野若菜』（夏目襲麿著、文政十三年刊）など。

(f) **その他**：『医学書』『志都能石屋』（平田篤胤著、文化八年刊）、『有職故実』『弘安礼節』（一条内経他著、弘安八年成立）、『書道』『菱湖法帖』（菱湖著）、『農書』『きん心の心得』（羽田野敬雄編、万延元年）、『漢学書』『易原図略説』（谷川竜山著、文政六年刊）など。

先述のように金木自身の分類方法について、詳しい規準は定かではないが、概ね「イ」は歌集が多く、本居宣長・竹村尚規・夏目襲麿などの国学者の著作が目立つ。

「ロ」は神道関係のものから教養的な書物まで幅広く見られる。「リ」は広く歴史関連の書物が目立ち、「を」「ワ」はその他の実用書のような書物が多い。「ハ」の「大日本史」は狩宿村（現、引佐町狩宿）の峯野次郎左衛門から購入したものである（表1-253）。

本のジャンルは、本居宣長・賀茂真淵・平田篤胤など国学者の書物が多く、とくに和歌に関するものが目立つ。これは後述史料2で見られる「歌ハ寢覚或ハ歩行ナシガテラモ」できるという師の教えによるものであろう。金木は先述したように早くから羽田野文庫などに接し、多くの書物にふれあう機会を得たと考えられるが、時期としては、実用にあわせて神道関連の書物をまず購入し、慶応年間になると平田国学関係の書物入手、それから明治以降になって再び神道関連の書籍を購入していったと推定することができる（表1-3）。

実際、生涯を神職として過ごし、幕末の政局において報国隊の中心人物として活躍した金木にとって、蔵書の

形成は念願であった。彼は次のように回想する。

【史料2】

「初メ榮樹園ニ学ビシ時翁曰、予若カリシ時ヨリ自他ノ職業ニ追ハレ学文スル暇ナク、歌ハ寢覚或ハ歩行ナシガテラモ読マル、故専ラコレヲナセルノミ。漸ク六十歳ニ至リテ読書勉強セリ云々。依テコレニ習ヒ、又常ニ儉約ナシ、資本ヲタクハへ、書籍ヲ求置、嫡男成長ヲマチテ家名ヲ譲リ学文ナサント心掛ケシニ、四十五歳ノ時太政御一新トナリ、西ニ東ニ奔走シ、其意ヲ果サズルコソ残念ナレト咄シタル」⁽²¹⁾

ここでは金木の師匠である小栗広伴（榮樹園）⁽²²⁾の話を引き、同じく若い頃、借財によって書物を買うことができなかつた自分の学問に対する思いが述べられている。

なお、山本健一家文書・坂本柳次所蔵文書のなかでは、「浪合記」・「武徳編年集成」・「井伊氏系譜」・「遠江国風土記伝」・「大藤寺井伊系図」・「井伊家伝記」・「宗良親王年譜」などの金木による写本が確認できる。⁽²³⁾このうち「井伊家伝記」は龍潭寺住職祖山が享保期に記した歴史書であり

（末筆に「龍潭寺藏書ヲ以テ写取」とある）、「宗良親王年譜」も龍潭寺住職によって叙されたものである。ここには、引佐郡・井伊氏に関する写本が目立ち、金木の興味関心は地域史にあつたことが知られる。

また、井伊谷二宮神社神主の中井家から由緒書（「神主屋敷留記」⁽²⁴⁾と一部記述が重なる）を筆写していることも窺え、⁽²⁵⁾中井氏を中心に地誌、とくに郷土の歴史に関して情報を得ていたことが分かる。中井氏は宗良親王をめぐる由緒書の作成を代々行っていたが、こうした認識の背景には井伊谷地方全体にある程度共有された認識があつた。兵藤家⁽²⁶⁾に伝わる文書には次のような記述がみられる。

【史料3】

「 当所御宮口傳書之覚

一八幡宮往古之社と申八万松山龍潭寺之境内也。御遷座八人王五十六代清和天皇御宇貞観年中也。井伊家御領主之御時奉被仰御氏神と大社御建立、其上御神祭料高引之御除地御寄附有之。御神祭八月十五日二定ル。放生会之形合也。然ル所享禄天文之初殿村之薬師山へ奉御遷座。其後々当所ヲ神宮寺村と改ル。井伊庄三十七

郷之惣社也。葉師如来八御地立、毎年「正月四日」恒例之祭り有之。願文帳納ル。其後御領主替り又駿河御天領二相成候而茂右御除地無相違御寄附有之候所慶安元年二御朱印被下候事。

神主棗出雲守

祢宜影山惣兵衛

道師正樂寺

同 西尾久左衛門

同 内山九郎右衛門

庄屋山下五郎左衛門

正保年中二

元文中二

社僧定光坊建立

御宝蔵建立

正樂寺之扣也

奉納御朱印

是迄八定光坊二

奉預り

」⁽²⁷⁾

この史料は神宮寺村において口傳されてきたものを筆写したものであるが、「寛政十二迄式百七拾年余二相成」とあることから、寛政十二年頃に作成されたものとみられる。ここでの「井伊庄三十七郷之惣社」という「井伊庄」⁽²⁸⁾という認識は、神宮寺村の人びとの地域意識を反映

していたと思われる。

なお、山本健一家文書のなかには、井伊家に関する文献も多く存在しており、とくに「遠江国引佐郡井伊谷郷名並井伊家古代由緒之覚書」と題された記録が確認される。⁽²⁹⁾本書の作成年代については定かではないが、おそらく幕末の比較的早い段階に作成されたものと考えられる。

この本は「引書目録」として次のような書物をあげている(●山本家蔵書・家文書双方で確認できる書物、■「山本家蔵書」のみ確認できる書物、○どちらも確認できない書物)。

- 延喜式・■倭名抄・○統和漢名数(貝原篤信之撰)・
- 東鑑・○保元物語・○太平記・○日参考・■兵家茶話(日夏氏撰)・●南方記(芳野日記)・●李花集(宗良親王之集)・●新葉集(宗良親王之撰也)・●並合記(尹良親王并良王君之御事記又奥書二長号二年戊申九月所写不許他見トアリ)

本書の基本的な内容は、中井氏が記した地誌「礎石伝」⁽³⁰⁾などとも共通しており、旧引佐郡全体の地誌としての様

相を呈している。大筋としては遠江井伊家の事跡の考証が文献に基づき行われて、とくに、井伊道政の活躍について強調して書かれている。また、井伊城での宗良親王などの様子に字数が多く割かれているところに特徴がある。

ここでの叙述が、古の井伊氏に注目していることから明らか通り、金木の関心はあくまで南北朝期の宗良親王の活躍とその墓所の問題へと向いていたと考えられ、戦国期の井伊直政の活躍等については触れられていない。また神宮寺村八幡宮についての記載もきわめてオーソドックスなものに限られているが、それが地名の分析など地誌的な問題に踏み込んでいる点は重要である。金木の歴史観の根底には、郷土の歴史とそこで活躍した宗良親王という二つの軸がはつきりと存在していた。こうした金木の理解の大筋は、明治になっても基本的に変更はななく一貫していたと思われる。最晩年⁽³¹⁾(七九歳)の明治三七年六月に『宗良親王御墓地考』と題する書物を撰集している。この本の冒頭に次のようにある。

【史料4—①】

「文久元年京都町与力隠居平塚瓢翁と云人陵墓一隅選述ノ節、宗良親王ノ御墓所取調候ハムト三州羽田埜神主ニ託シテ依頼アリ。依テ中井家・龍潭寺等ノ旧記及實録ヲ抄出シ送ル。」⁽³²⁾

『日記』にもこのとき届いた書簡がメモ書きされており、金木はこの手紙を受けて「二日、天気。龍潭寺へ行。宗良親王旧記かり来ル。終日はなしいたし、酒飯など被下候」「四日、雨。宗良親王旧記写。」と、井伊氏の菩提寺である龍潭寺から旧記を借り出していることが知られる。⁽³³⁾ここで羽田埜神主というのは、周知の通り、羽田野敬雄(一七九八〜一八八二)のことであるが、金木はこのときから宗良親王と古代井伊氏の歴史について本格的に探究していくようになったと考えられ、その前提となつたのが先述の出入りとそれに対する金木の認識、さらにこの地域特有の地域意識であるといえよう。『宗良親王御墓地考』は宗良親王の墓所の所在地について史書・古老の言い伝えなどを頼りに種々考察している。とくに次の記述が注目される。

【史料4—②】

「其後中井應助二宮神主中井氏ノ別家ニ当時遠州浦川ニ住スト云者井伊ノ古城跡ヲ見ント井伊谷村宮本仁三郎ト云者ヲ案内トシテ初メテ此火穴ヲ見出テコレコソ親王ノ御墓ナルベシ云々ト云ハレタリト聞ケリ。然シテ吾方調べ出セル龍潭寺境内ナル御墓ト云ウハ違ヘル由ニテ此古城跡并火穴写ノ図面ヲ認メテ羽田埜へ差出セル由後ニ傳承ス」

金木は宗良親王の墓を龍潭寺の境内であると考えており、「火穴の件」については古老の伝えないことなどの不審点を挙げています。また「愚考」と題して次のような見解も示している。

【史料4—③】

「愚考

○文久ノ頃ノ住僧龍潭寺琢巖云、当寺ハ井伊氏ノ中屋敷ナリシヲ後ニ寺トナセリト云々。金木思ニ井伊氏ノ祖ハ三宅氏ニテ此地ヲ領セシナラン。然シテ今ノ龍潭寺境内所三宅氏ノ宅地ナルベク又三宅神社モ此地ニ□座ナシ奉レルナラン其供養ヘタリシテ。其後裔ニ井伊共保ナル者出テ家名

ヲオコシ遠江守カ介カトナレルヨリ初メテ井伊氏ノ名声海内ニ聞エ滑伊郷ヨリ出タルヲ世ニ認テ井中ヨリ出タリト云傳ヘタルナラン。」

これは井伊共保の出生にも関わる指摘であるが、龍潭寺の理解とは大きく異なる点にその特徴がある（井伊氏の祖先が三宅氏であると指摘している点など）。また龍潭寺が井伊氏の中屋敷跡に創建されたとする説は龍潭寺に伝わる説とは明らかに異なっており、明治の廃仏毀釈運動の影響下にあつての批判的な視点も加味されていたと理解することができよう。

このように報国隊の中心人物である山本金木においても、歴史意識を龍潭寺・中井氏・方廣寺などとの関係のなかで形成させていき、次第に独自の見解を深めていったことが知られる。もちろん、そこには遠州の国学者との交流の影響も間接的にはあつたと思われるが、³⁴⁾その行動自体はきわめて地域社会に即していたこともここであらためて指摘しておく必要がある。金木の正月の基本的な過ごし方は毎年ほぼ変わらないが、とくに万延二年（一

表4 山本金木の正月（万延二年の場合）

日	出 来 事
元旦	①早旦神勸（御そなえ・御飯、大晦日晚献置、御酒・・・）。 ②龍潭寺方丈参詣（神酒出ス。御初穂青銅式拾疋献上被致候事如例） ③ 金指陣屋へ御礼に参上（御神酒老樽献） ④（村方礼廻り）※公儀様の姫君婚入のため中止
二日	金指陣屋始、所々礼廻り。中井伊豫（礼斗）・中井猪左衛門（年玉広老帖）・西田柳白（廿四文）・倉吉（墨老丁）・鈴木五郎左衛門（礼斗）・阿形圭齋（廿四文）・五日市場鈴木角左衛門（礼）・三郎右衛門・金指御陣屋（山高ニホン入せんす箱）・祝田村萩原山城（せんす箱）・村上新右衛門（広老帖）・刑部村宮司将監（広老帖）・気賀村沢木近江（せんす箱）・名倉老岐（せんす箱）・小ノ村白井嘉右衛門（せんす箱）・山尾藤十（廿四文）・山村友右衛門（せんす箱）・山尾藤十（廿四文）・山村友右衛門（せんす箱）→二日年頭廻り
三日	村中礼廻
四日	がらん祭（233文：神領作百姓衆持参）薬師堂にて正楽寺を招き飯を出す。200文正楽寺へ礼。
六日	晩より「御神供御神酒献御勤如例」
十四日	そなへ振舞（酒出ス）村役人四人・社家二人参加（※五郎左衛門・市右衛門は産穢のため不参加）
十五日	千座御祓。大般若（正楽寺来ル）；村役老人・社家二人（飯振舞）200文正楽寺へ礼。
十七日	年神祭礼配る。
廿三日	宇布見へ年頭に罷出る。京都へ年始状・献上金差し出す。名古屋書林へも書状出す。

（『山本金木日記』万延二年正月条をもとに作成）

八六一のそれをまとめたものが表4である。ここでは中井家との間で挨拶を欠かさず行い、更に陣屋とのつながりも有していた金木の姿が垣間見られる。明治になって教導職についた金木はこうした地域社会の立ち位置を利用して、いわゆる名望家としてヘゲモニーをさらに獲得していくことになったと思われる。それは明治以後も彦根井伊家の社参が、山本・中井両家にとつて重要な位置にあったことと密接に関わっていると思われる。山本金木は明治二年に次のような口上書を彦根役所に提出している。

【史料5】

「口上書

渭伊神社之義は御先祖様神井より御出誕以来御産神と御崇敬被為在、御代々様御参詣被成下、其度毎々御太刀老振、御馬代黄金老杖御奉納被成下候事二御座候。右二付今般御社参被為在、金千疋也御神納被成下難有献納仕候。乍然是迄御代々様御献備被成下候形合と八格外之相違二も御座候間、乍恐御由緒も薄らぎ可申事と実二奉恐入候事二御座候。何卒御先

祖様より格別之御由緒柄等深御憐察被成下御吉例通り宜御取成可被下候様、偏二奉願上候。以上。

明治二年巳七月廿二日

神宮寺村渭伊神社八幡宮神主山

本金木印

彦根御役人衆中

「⁽³⁵⁾

このときの彦根侯（井伊直憲）の参詣では、八幡宮と山本金木個人に都合金千七百疋、井伊大明神と中井真雄へ都合千五百疋（内、金三百疋は井伊大明神境内絵図をおよそ二百枚供の者へ差出したことに対して礼金、妙雲寺に金都合四百疋がそれぞれ下されている。またこのときの参詣においても、「中井案内にて城山へ登り所々見廻り被成候由也」とあり、中井真雄による井伊家ゆかりの史跡案内があったことが知られる。傍線部の「由緒も薄らぎ」という文には、金木の「由緒」認識が明らかに込められている。

このような過程で、明治以降も引佐地方においては、井伊家の由緒が依然として語られることになったと思われるが、それにもまして宗良親王についての歴史研究が

さかんになったことは見逃してはならない。金木が宗良親王の調査を地元で行った際に（慶應四年）十一月十三日、弁事附属、新五郎、諏訪大助右両人、宗良親王御墓改候處として龍潭寺へ参られ、十五日中井七郎方へも寄相候様申上、十六日右両人引取られ候。十九日中井七郎、方広寺へ参り相尋候處、是又旧記一向無之由中井より承り候。」と言っていることは、⁽³⁶⁾宗良親王に関する旧記の少なさという点ではまさに実態の一端を示していたと思われる。こうした宗良親王の調査研究が金木の思想の大きな基盤となっていたと理解することができよう。

以上、金木の蔵書と宗良親王研究の経過をみてきたが、金木がこのような思想をもつに至った背景にはいかなる動機があったのであろうか。その背景となった神宮寺村の事情について詳しく考察することにした。

3 神宮寺村の「由緒」と金木の「由緒」

——寛政年間の出入再考——

神宮寺村八幡宮の神主山本氏は、地域社会のなかでど

のような位置にあったのか。その点で注目されるのが、
金木による次の回想である。

【史料6】

一 別紙

元文五年七月四日、山本直徳神主死去、無子シテその妻
耆人のミ相成、其節より社中之事共萬端村役人ニテ取斗
らひ、社家、社僧杯も村役同服ニ相成候由也。寛保元年
三月血縁の方より養子相続相定候處後二山本志津摩と云
筑前ノ父也是又わづか十一歳之幼年故、神主家ハあるか
なきかの如くニテ、村持同様之社ニ相成、其節村方之内
ニ而神主を奪取らむと謀計をめぐらすもの有之、村役ヲ
ダキ込ミ拙家ノ旧記紛乱致させ候。其事漸母親のさと
出て相残候書物類幼年の養子ニ申付ケ、神殿ノ内へ深ク
納メ置候處、吾が家の乱るるはしにや、延享元年四月十
三日社壇ノ下より火もゑ出で、神殿、拜殿、御供所一時
ニ焼失いたし不残灰燼と相成申候。此火もしくハ神主職
を奪取らむとせしものしわざか、其故ハ此時神主家ノ
旧記又棟札等焼失いたさせ、其後古代ノ棟札とてあやし
き神主ノ名しるして、吾が山本ノ家をば禰宜として傍ニ

書加へたる棟札壹枚何方ニかありしとて、とり出してそ
の神主ノ子孫なりとて、かの工ミけるものの子、寛政ノ
初二申出、尤其頃迄も猶村方支配ニテ追々神主家ハ衰微
ノ時節、彼ノ悪党共黄金を投ツテ出訴いたし、彼是大六
ツケ敷相成候處、吾が祖父山本筑前大丈夫ノ魂ニテ少シ
も不騒十ヶ年余公訴ニ及び居、其節 御本所ノ御苦勞ニ
も相成、享和三年漸仕ふせ、如往古ニ復し、外より差図
無致事進退神主ノ儘ニ相成、彼等が五六十年ノ工ミは水
の沫と成申候ハ心地よかりし事共也。さてこそ紛失之旧
記追々取調ニも可相成處、間もなく又々不仕合相続：（中
略）：天保十一年山本常陸出奔いたされ、尤も甚不埒千
萬ニなる事ニテ暫ク絶家同様ニ相成居此間ニ又々古き書
物類紛失いたし候。其後血縁ニ付、拙子幼年ニテ相続ニ
立入、今年ニテ廿〇年余神主職相勤、漸十ヶ年前より無
事ニ版シ、今ハ波風穩ニ相成申候。右折々之混雜ニテ古
来ノ旧記取失ひ残念之至ニ奉存候。」⁽³⁷⁾

この史料は、文久二年（一八六三）十一月一九日に杉
浦壱岐守（吉田殿役所）から金木のところに届いた「旗
山本本家とのつながりを教えてくれ」という手紙に対す

表5 寛政争論の略年表

年 月	事 項
寛政3年	定光坊が宝蔵の鍵を持つことに不満をもつ神主山本志津摩と筑前父子が、村役人に退役を命じられる。山本家はこのことを吉田家に訴え出る
寛政5年11月	八幡宮棟札の書き替えが行われる
寛政6年5月	志津摩再び村役人と対立。神主山本氏の正当性を吉田家へ訴え出るために出府。
寛政6年6月	村役人、囊氏が神宮寺村神主の正統であることを訴える。
寛政7年2月	内済に展開。
寛政7年8月	囊市左衛門、吉田家から許状を得る
寛政10年頃	山本氏、神主に復帰。
寛政10年9月	八幡宮御用木の値段の決定に際して再び村役人との間に争論が発生
寛政10年11月	定光坊と神主山本氏が対立。
寛政11年9月	山本氏、自身の正当性を主張。
寛政12年7月	山本筑前、争論中であるにも関わらず吉田家を頼り出府。
寛政12年9月	山本豊前、禁を破った筑前と同等の罪にて祠官西尾氏預けとなる
寛政12年12月	山本豊前、吉田家役人に援助を求める。
享和2年5月～	幕府裁許
享和3年1月	神宮寺村百姓全員連名のかたちで論争集結。

注記) 澤博勝「近世後期の神道と仏教」(『近世の宗教組織と地域社会』吉川弘文館、1999年)、34～35頁を参考に作成。

る返書(『日記』に控えがある)であるが、傍線部に見られるように、寛政期を中心に出入りが起きている(表5)。これは、当時、「遠州引佐郡神宮寺村正楽寺定光坊并村役人共儀、八幡社中取計之儀二付、神主山本惣市外式人義、申立候一件」⁽³⁸⁾とされた出入りである(以後、「寛政争論」と便宜上記す)。この争論の詳細についてはすでに澤博勝の研究成果があるが⁽³⁹⁾、そこでの分析は主に山本家側の史料(一部、正楽寺文書も)⁽⁴⁰⁾にしか注目されていないという難点がある。ここでは寛政争論を神宮寺村方に残る史料⁽⁴¹⁾によって再検討し、その実態を掴んだうえで、この出入りが金木の神宮寺村における立場にどのような影響を与えたのかについて具体的にみていきたい。寛政争論は、たしかに表面上は、八幡宮は村のものか、それとも神主の家産か、という論点で争われているように見られる。しかしその本質には八幡宮との「由緒」をめぐる人々の認識とそこから生じる矛盾が存在していたように思われる。まずは、定光坊と呼ばれる存在についてみていくことにしたい。定光坊の性格については次の文書が適確に示してくれている。

【史料7】

一 奉願上候口上書之覽

一 当寺儀者從貴寺八幡宮時々勤行之節川茂隔候故、無拋可及怠慢二茂砌代勤為可相勤 御地頭所御家老小澤助右衛門殿并貴寺御見住實應法印御相談之上、当寺致出来候故、誠二以 御殿様御建立同様之寺卜申言傳二も在候、依之再建棟札二も小沢九郎兵衛殿御名詞有之候由、然間從貴寺為其由緒、毎年正月四日薬師法參并、十五日神前大般若転讀相勤、猶又祭祀之節八不及申上二、月並朔日十五日・廿八日無怠懈是迄相勤、勿論先年神主家病氣二而、永久敷引籠有之節八、当寺先住廿有余年神祭万端一圓二相勤申候程之義にて、則貴寺之郷控社僧卜唱来候事、相違無御座候、右二付近来從 御公儀様、諸国寺社境内御改之節茂、当寺義、画図面二相載社僧定光坊卜相記候、神主印形を以、御公儀様江奉差上候事紛無御座候、然処此度如何之義哉、先年御追放被仰付候前神主筑前、今年神祭相勤候二付、格立而抱寺へ及挨拶候者、定光坊之義御宝蔵守人たる之間、不及神勤二、勿論自身參詣之義八不吉、畢竟年限奉公人同様之間、左之通可得相心与申募候、右筑前僧道之

義如何相心得申候而、右躰之義申之候哉、其上仕来之寺格一向二相廢候義、幾重二も歎ケ敷、是而已迷惑仕候、殊更神祭も可相勤筋故從 御地頭所茂布施物頂戴可仕旨御書付村方二有之由承之候、天明年中御触二も神祭之義古来有来之通可勤之義二御座候、今年、定光坊被差留申候而者、往古より仕来候、天下泰平之御祈祷、神主了簡を以相減候義、其甚以奉願 御上様江奉恐入候、何分正保年中より仕来之通仕度奉存候、此度筑前申候趣二而八定光坊寺格一向及荒廢誠二俗家同様二相成其上 御上様へ奉差上候画図面、偽り二相成、并小沢九郎兵衛殿棟札之御名目与申、御触書二相背候段、旁以奉恐入候、何卒古代仕来之通二被成下守人抔と相唱候躰之義八、御除被下置、古来形合之通、行末寺格相立候様二、御陣屋表へ御願可被下候、以上。

定光坊印

寛政十年十一月

正樂寺

御役僧中

これは寛政十年（一七九八）に定光坊が正樂寺へと提

出した願書の控で、原本は添書を付けて御陣屋へと上申されている。これによれば、定光坊は(1)八幡宮の「社僧」として旗本井伊谷近藤の御家老小沢氏から認められてきた存在(近藤家との関係性が強い)であって、(2)神主家が病気であった際に神祭も勤めるようになったことなどが確認される。ここで定光坊の(A)毎年正月四日の薬師法参、(B)正月十五日の神前大般若転読、(C)祭礼、(D)月並朔日・十五日・廿八日供養、(E)宝蔵の管理、という五つの大きな仕事(「由緒」)が確認されるが、旗本井伊谷近藤氏の家老小沢九郎兵衛が定光坊の設置に大きく関与していたことも重要であろう。明らかにここでは家老小沢氏⇨旗本近藤氏という論理飛躍がみてとれる。また定光坊が古くから在地において活躍していたことが主張されている⁴⁴³。実際に、正徳年間に龍潭寺との始祖共保出生の井戸をめぐる争論が発生した際にも、近藤氏は正楽寺の方に加味しており、⁴⁴⁴当初より正楽寺は近藤氏との結びつきが極めて強い寺院であったと考えられる。

さて、ここで寛政争論によって確認された由緒意識についてあらためて注目することにした。吉田家から出

された二通の達書(①祠官・祢宜宛と、②神主山本家宛)を確認しておこう。それぞれの内容をまとめたものが表6である。

この二つの史料は「此書附之写ハ近藤彦九郎様御用人格富田嘉平次々写被下候後代此わけ相知れ候ため書記シ置申候。兵藤氏秀由。」と端裏に書かれており、これが所蔵されていること自体が吉田家權威の地域社会への浸透を考える上で重要となる。この出入りによって最も問題となったのは、従来、吉田家よりの許状なしで神勤を示してきた祠官・祢宜の存在である。これに対して祢宜・祠官たちは次のように述べている。

【史料8】

「 奉差上起請文之事

私共儀是迄年来 御戴許状茂頂戴不仕猥二神勤仕 神祇道法全二当候段奉恐入候。然所地頭所御取合之上御憐愍之蒙御沙汰難有奉存候自今以後社中之儀者万端神主二致道従、猶又此度被為仰渡候御箇條之趣堅相守忘却仕間敷候若違犯仕候ハバ大小之神祇殊二者当社八幡宮之可奉蒙妙罰候依而奉捧起請文如件。

表6 本所吉田家よりの違書

	違書①	違書②
年号	寛政七卯年三月	寛政七卯年三月
発給	御本所御役所	御本所御役所
差出	遠州国引佐郡神宮寺村渭伊神社祠官・祢宜	遠州引佐郡神宮寺村渭伊神社神主山本惣市
内容	これまで「神祇管領之御免許」を願請ずに、自分勝手に神動して神祇道法令を乱すことは不法の至りである。急度、御沙汰あるべきのところ格別の御憐愍によって、これまで通り、御免とする。今後はこれを相守り、忘却しないように。	当社は、延喜式内社で、とくに朱印御寄附もあり、重要な神主職である。祖父志津摩ならびに親父筑前について、神祇道・職業を弁えず、俗人と内談し、神威を汚し、不埒の至である。急度、御沙汰有るべき所、非をあらため去寅年に志津摩父子出所いたし、是までのことハ免し、御地頭所の思召の上、今般は定書に奥印を相渡す。今後は忘却してはならない。
	去寅年中に前神主の山本志津摩一件について、あれこれ出入を立てること、御地頭所と対談の上、定書をつくり、奥書と印形によって事済になった。この書面の通り、急度相守るべき事。	武運長久・天下泰平・五穀豊穰など恒例の神祭、神動怠慢ないように。
	公儀の御法度は勿論、神祇道法令・御地頭所掟などを堅く相守り産子中一統を軽蔑しない様に心掛るべき事	公儀御法度の義は勿論、神祇道法令・御地頭所掟などを堅く相守り、産子一統と和融いたす様に心掛るべきこと。
	寛文五年に仰出れた神社御條目の御趣意の通り、怠慢なく社中の掃除をいたすべきこと。	御朱印頂戴の神主職で不軽の身分であるため、常々相当の義を心掛け、たとえ困窮しても卑賤の義に携ってはならない。
	神職を営むことは、たとえ幼年であっても?目許状滞りなく願立るべき事	寛文五年に仰出れた神社御條目の御趣意の通り、社中の掃除を怠慢しないように。内殿向は神主に限り、其他は、祠官・祢宜等がそれぞれ相当に掃除すること。
	神主が頂戴した御朱印書の内、少々であっても支配分以上はすべて神主の支持に従い、神事祭禮は勿論のこと社中の義、何によらず神主に随い、職業の次第を守り神動すること。	
	苗字帯刀の身分であるため、格別に卑賤の義には携ってはならない。奢ることもないよう心掛けるべきこと。	
	社中において年々正月四日・十五日に法楽大般若などは、仕来であっても、社職と僧侶とが「混雑しないように心得べきこと。	年々正月四日・十五日薬師堂において法楽大般若などある。近年の仕来であっても、今後は仏法と混雑しないように相心得、右の場所へ神職一統立合してはならない。祠官・祢宜・神子などまで右へ混雑しないよう注意すること。
神国に生れとくに神職を営む身分であるのに、我が国道を弁えず、かえって儒道・佛道に親むことは、我親に不孝であって他人の親に孝行いたすようなものである。島国道を学び、他国の佛道に心を移してはならない。	神国に生れとくに神職を営む身分であるのに、我が国道を弁えず、かえって儒道・佛道に親むことは、我親に不孝であって他人の親に孝行いたすようなものである。島国道を学び、他国の佛道に心を移してはならない。	

注) 兵藤家文書23号。文書の貼紙に「此書附之写ハ近藤彦九郎様御用入格富田嘉平次様ヨリ写被下候、後代此わけ相知候ため書記シ置申候、兵藤氏秀由」とある。

ここでは裁許状なしで神動することが出入りの中で問題となったことが知られるが、この出入りを契機に神主―祠官・祢宜・神子の関係がきわめて明確化されたことが確認できる。出入りの本質は、八幡宮は村のものかどうか、という表面的な問題に加えて、そもそも神職とは何か、といった身分構造的な問題が背景にあり、この争論によって在地における神主の権威はより顕在化され、高まったと理解できる。ただし、注目すべきはこうした吉田家の動向に対して正楽寺も真つ向から反論していることである。享和三年に「古義真言宗」を名乗る定光坊が、八幡宮の神主に宛てた文書のなかで「今般一同熟談之上、正楽寺者導師定光坊者社僧二無相違段相分、社中、

御本所様

寛政七卯年三月

八幡宮祠官

同断 祢宜

内山九郎右衛門

西尾伊兵衛 印

印

遠州引佐郡神宮寺村

年中之行事并社人共配当高等ハ仕来之通取計、其外執行入用以有之旨数を定立木伐採之義、風折二而茂、村役人共立合候節、其外品々之議定⁴⁶⁾が決まっておりますので、吉田家より派遣された「宮川大膳儀も不用二相成候」と主張している。ここでの村役人・氏子による八幡宮の管理が「仕来」であるという論理は、社人の配当高に対しても定光坊が村役人の存在を楯に關与していたことを物語っている。定光坊はまさに村役人と社人とを結ぶ代理人・仲介人としての役割を担っていた。出入りが決着した享和三年に出された村の議定においても、「御朱印箱之鍵・宝蔵之鍵・神前之鍵一式神主所持仕候、尤宝蔵明候時は定光坊立合可申事」として、定光坊の権利があらためて確認されているが、ここでもやはり神主の権限が明確化されている点に注目する必要がある。とくに神祭については「本所相傳の以相勤候上者神主心得有之間、社役のもの者、順之候事」として、本所吉田家の認可を受けた神主の権限が優先されることが明文化されている。⁴⁷⁾

さて、これまで史料中に繰り返し出てきた「旧記」や「仕来」という言葉であるが、村役人は八幡宮に対してどのような権限をもっていたのであろうか。兵藤家に伝

わる文書のうちの「八幡宮旧記之事」という史料から列挙してみよう。

- (1) 御朱印ならびに御神楽御道具虫干への立ち合い。
- (2) 御神楽神幸行列への立ち合い。
- (3) 毎年正月十四日の勘定帳面の改めに立ち合い、次の番に渡す。
- (4) 社木伐採の相談も村役人立ち合いの上で行う。
- (5) 村役人が御祝事の神酒を陣屋へと献上する。
- (6) 御宮のことについては、いかなることも社役・村役・惣氏が相談して決める。
- (7) 神主死去の場合は村役支配の地に埋葬すること。下社家の者も村役支配の地に住居し、同じく村役支配の場所に埋葬すべきこと。

これが度々、定光坊や村役人が主張する「旧記」や「仕来」の具体的な内容であるが、もう一点、確認しておかなくてはならないのが、争論において重要となった棟札についてである。寛政五年に先の出入りを受けて棟札の「書替」が行われることになった。正楽寺看守智蔵法雲

によって作成された「神宮寺村八幡宮棟札書替候節記録」

(48)

(寛政五年十一月)によれば、この書替は、江戸役人の評議によって決定し、棟札の書替は「前々より八幡宮導師二而有之」ため正楽寺に仰せ付けられたが、自分の意志では判断ができないため触頭の浜松鴨江寺と相談した上で書替をすることになった。この際に神宮寺村の人びとは書替に批判的であった様子が明らかとなる。正楽寺の和尚は担当役人の富田嘉平治に、八幡宮棟札の下書きには「八幡宮殿」とあるが「八幡宮神殿」と書き改めた方がよいか、と尋ねているが、富田は、①八幡宮は延享年間に焼失しており一字が造営されたこと、②宝暦年間に拝殿のみ造営されたこと、③延享に造営された一字は残っていないこと、などから「神」の字は不用であると述べている。これは「評議一決致」とあり江戸役人の間で相談の上(江戸役人御用人・御目付・国役人御用人以下六名)決められたことであるが、この争論においては、過去に作成された棟札が重要視され、更に細かい言葉の相違の問題についても表面化され検討されている点が注目される。

以上、寛政争論の実態について考察してきたが、再度、

史料6に注目してみたい。ここで度々、文書(旧記)の紛失が問題となつている点が注目される。とくに傍線部でみられるように、古代の棟札に書いてある名を用いて由緒を主張している点はきわめて重要で、金木は、山本家の神主職を奪い取る動きが常であり、「古来の旧記」が紛失したことをくりかえし強調し、「旧記」をもっていることが神社支配の正当性を有するという認識をもつていたことが読み取れる。⁴⁹⁾ こうした認識は金木だけのものではなく、実際に出入りの際、夏目市左衛門も次のように主張している。

【史料9】

一 差上申一札之事

一私先祖之儀八元来当所八幡宮様神主職二有之候所一度
本家及断絶其後八古来之由緒無之候二付、此度兵左衛
門・勘藏相頼少々二而茂御由緒被下候様惣郷中江御願
申上候所御惣方御熟談之上御地頭所様江御願被下、則
為御由緒此末毎年正月十四日

八幡宮様御備開キ并七月晦晚八月九日晚御神酒口明二
御呼可被下之旨被仰付難有奉存候為冥加御請之一札差

上ケ申候所依而如件。

神宮寺村

願主 市左衛

門(印)

寛政四年子六月十五日

証人 伊兵衛

(印)

同断 勘藏

(印)

同断 兵左衛

門(印)

御社家中様

御庄屋中様

御組頭衆中様

惣村方衆中様

」⁽⁵⁰⁾

ここでは八幡宮と関わる事が市左衛門にとって大きな「由緒」となっていたことを確認することができる。金木のこうした「旧記」や由緒に関する認識は、2で分析したような歴史への関心へと必然的に彼を向かわせたとと思われる。それは、吉田御殿役所の杉浦壱岐守に対し

て金木は「尊家ハ御大家之事故、旧記等も数多有之べけれバ、あはれ吾が家筋之事共御心当りも御座候ハバ、尊慮ヲ以御取調被成下」と述べていることからもうかがえよう。金木が蔵書を形成し、宗良親王研究を長年にわたる精力的に行つた背景には、こうした地域社会の様相が大きく関係していた。

なお、金木は、とくに三河の神職たちとの結びつきを強くもち、「桑名先生」(鬼島広蔭)に古事記の講釈をし、しばしば頼んでおり、手紙のやりとりを継続的に行つていた。『日記』では「来春ハ先生御願申、古事記之御高釈承度と、東三河之神職等申居候。」⁽⁵¹⁾ という記述もみられ、東三河の神職との交流があつた。

また、幕末になつてくると政治的な情報交換も活発にみられる。たとえば、文久三年三月には「將軍様御上洛無御滞被為在、皇國之御稜威益盛二相成可申と、乍恐難有事二奉存候。然處江都ハ醜夷共なにか難問申掛候噂、尤拙辺ハ極山中之事故、是と申説も承り不申候。將軍様近々還御被為遊候由二候得者、いかほど夷人共立騒ぐとも恐るゝに不足と奉存候。乍恐天下泰平御武運長久之御祈特別而朝暮無怠慢仕居候事二御座

候。先八右御願申上度如斯御座候」⁽⁵²⁾として、中央政局の動向についても注視している姿がみられる。しかし、「拙辺八極山中之事故」という言葉の通り、この頃の金木の認識はきわめて受動的な情報収集にとどまっていたとみられる。

さて、金木がこうした近世の地域社会における村鎮守の特質に規定され、歴史意識を形成していったことについてみてきたが、「極山中」の金木がこうした知識を得るのは容易ではなかったと思われる。以下、金木の学問受容のプロセスについて旅を素材に考えてみたい。

4 山本金木の旅と学問受容

幼い頃から読み書きを学んだ金木は十七八歳の頃に学問の重要性を認識し、本格的に「国書ヲ読ミ歌ヲ学ント思ヒ立」った。しかし、当時は先代の山本が残した借金に追われ、「家ニ二部ノ書籍ナキニ困却ス」と回想している。これは幼い頃より文化資本に恵まれた賀茂家で育った金木の本音であろうが、金銭的に恵まれない中、金木は様々な手段を使い知識を手に入れていった。その一つ

は本のレンタルである。金木は在村知識人から本を借り受け⁽⁵³⁾、なかでも羽田埜文庫に接したことは彼にとつて重要であったと思われる(表1 No. 21)。

こうした情報の入手経路を確立するためには、人間関係をより広汎に構築することが必要であった。その際、金木にとつて重要となつたのが旅である。

金木は一生の間に数度旅を行っている(表1 No. 16, 19, 20, 35など)。このなかで、金木の前半生を知るうえでとくに重要となるのが弘化三年(一八四六)に書かれた「富士まうで」⁽⁵⁴⁾である。これは、二二日間にわたる山本金木(二一才)の旅行記であるが、末尾に次のような記述がみられる。

【史料10—①】

「このごろ押入のすみにて鼠の巢見出てとり捨むとしつれバ、そが中にこの富士参詣の原稿あり。ここかしこ食ひ損はれたれバ、反故にもならじ、まるめて紙屑箱へ投入れむとなしたりしが、又思へバこは廿年あまり先つ方にて、今よりも猶学の道のまだしき程なれば、これしきのもの書記せるにも旅の勞れをしのびてから

ふじて書つづりたりしそのかみの事ども思ひかへせば、さすがに取捨かねて打やれたる紙どもかれこれとりあはせて、今かくうつしおおくになむ。されどもあまりにくだゝしき事どもハはぶきもし、又筆くはへもしつ。

慶應二年丙寅五月十五日

又云、船、馬、駕等の賃錢モ其所々に小字ニ認メアリツレド盡クハブキツ。サレド今トハ甚ク違ヘレバ、當時ノサマヲ知ランタメニ、一ツニツ左ニ……」

つまり、この「富士まうで」は、慶應二年（一八六六）五月一五日に書き写されたものであり、傍線部にみられるように後に筆を加えたところもあるという。しかし、本文の記述からも明らか通り、金木自身が当時の日記を「記録」しようと努めており、記述そのものの大筋については二二歳の頃のものと考えてよい。金木が、慶応期（報国隊参加の間近）にかつての自分の日記をこのような形で書き写し、当時の舟賃などと現在のそれとの違いに目を向けている点に、当時の金木の時代認識が読み取れるであろうが、おそらくその数ヶ月後の旅（↓後述）に向けた旅の準備の側面があったと思われる。この頃の

表7 雲見神社参詣の日程

月 日	出 来 事
三月廿二日	出立。宇布見里へ。
廿三日	中村貞則宅へ→川袋里の長谷川氏に宿。
廿四日	原川里→中山・菊川・金谷駅→島田宿兜屋泊。
廿五日	藤枝→岡部→宇都山→安倍川→府中駅→奥津宿清水屋宿す。
廿六日	沼津駅元間屋宿。
廿七日	伊豆国松崎湊→石部・雲見里(神社高橋氏)へ
廿八日	雲見まうで
廿九日	松崎→江菜・仁科→猫村→金山→よしな(温泉)
三十日	蛭か小島等の古跡(石碑)→北条・ばら木・日守・太平、徳倉・くわんめき→沼津元間屋(鬼島を尋ねる)
四月一日	元吉原の田中秀胤を訪ねる
二日	帰路へ。奥津に宿す
三日	宇都谷→島田→金谷
四日	長谷川貞雄宅へ
五日	宇布見里へ。
六日	帰宅

金木の視線はどちらかといえば村落外に向いていた。さて、旅の経過の概略については表7にまとめた通りであるが、所々で和歌を詠んでいる点が注目される(表8)。「金木は、久能山東照宮・三保の松原を訪れ、「東照宮御手つぎの蜜柑の木」などを見学、その後、富士山の登山に出かけているが、このとき、阿弥陀仏にすぎることに対して「益荒男」に反するものだという認識をもつており(「益荒男の なにか唱へむ、たは言は 聞く耳さへに 穢るるものを」)、弥陀・大日薬師などに否定的な気持ちも表にしている(「この高嶺大日薬師などの堂宇立るハ大日ト薬師ニ所アリいつばかりよりの事ならむ、いとイマはしこ」。また、法師と神主の間にある社会的な格差に思いを馳せている記述もみられる。

表8 富士参詣と和歌

No.	日にち	和歌を詠んだ場所	和歌
1	1日目	宇布見里	恙なく ゆきかへらむと 木綿子羅 / 挂てぞいのる 神の守りを
2	"	"	このたごひ 雨もいとほじ 天雲の / 八重雲わけて のまると思えば
3	"	"	夕立の 雨とぞけふハ なる神に / はやふりかはる 五月雨
4	2日目	濱松駅～掛川宿	山のさま あなおもしろと ミカの橋 / さねてし子等を おもひ出つつ
5	"	"	やとるべき 方も思はで 夕風を / まつ鬘青 ミこの日くらし
6	3日目	掛川宿～牧野原	いかにせむ 翅なけむ 空かぞふ / 大井の川ハ わた瀬しら浪
7	"	"	船人よ めさとりむけて 繪筆美の / 神のあらびを なごめまつらな
8	4日目	久能～由比	いこしへの 関の名残と 清見瀉 / しげきみるめや 人とどむらむ
9	"	"	あつけさも サツク峠を 越え来むハ / 日もくら澤の 宿りけり
10	5日目	由比～大宮村	いつこより 富士の高嶺 やもらましと / 雲の細間を 空こあふぎつ
11	"	"	富士川や 照る日に水かさ 増りけり / 高嶺の白雪 解こけらしも
12	6日目	富士山	足高の 峰少棚狭く 白雲を / 裾野こわけて 登り来こけり
13	"	"	益荒男の なごか唱へむ たは言は / 聞く耳さへに 穢るものを
14	"	"	あまなり 迷ひの雲の そら言を / 仰ぐ心に うかぶみかぢは
15	"	"	そら言も 疑ひおれず 思ふらむ / 迷ひの雲に 移らふかぢを
16	7日目	"～竹ノ下	これぞこの 神代のはじめ 浮あぶら / なしつるものか 四方の村山
18	"	"	天くだる 心地こそすれ 浮輪こ / かけていけむハ かしこかぢども
19	8日目	竹の下～	千代を経て しるしの松の 枯ざらば / ありしむかしを 問ハましものを
20	"	"	すすしさや 松原を出て 松のかぢ
21	"	"	旅人の 心もしらで 日ぐらしの / なごこ暮めと ときそひ鳴らむ
22	"	"	久方の 天路をわくる 心地しつづ / 虹の浮橋 ふみて登れば
23	11日目	江戸	花江葉 をりのすびや いかならむ / 若葉さしそふ かぢもあかぬを
24	"	"	ひとふしも なごハのあしハ なかりけり / うへよし原の 名をやおひけむ
25	12日目	"	ここもよし 家路もこひし 両国に / かけてしのぶる はしやこのこのまし
26	"	"	すすみすと いくらの船が 浮ぶらむ / ひまもなく見ゆる ともし火の蔭
27	13日目	"	中々に 人にたれじと 思ふ哉 / 別るる今日の 袂おもへば
28	14日目	鎌倉八幡宮	薪こる 鎌倉ハ あれはてで / ありし大樹の かぢだにもなし
29	"	江之島	すすしさの たぐひもなみに おりたちて / 磯菜やつまむ 貝やひろはむ
30	15日目	箱根	猶いかに 越えわびなまし 箱根山 / 家路の方に むきてわけずば
31	16日目	三島社	富士の嶺を 空こかくせる 雨雲の / ふかきうらみハ いつかはるべき
32	19日目	宇布見里	心さへ 雨さへおれぬ 旅衣 / おれこし袂 いざやほしてむ

(「日記」をもとに作成)

【史料10—②】

「辻坊に着くに此坊ハ家居も美しく大なれば、人々恐れ敬ひけるに、鎮是禰宜の家ハ敷ものなども破れ居て、あなうるさなと人のそしりけるにも「法師らハ雲に飛ぶ世を伏せ庵にかがみてをるか神の宮人」と鈴屋大人の詠玉へる歌を思ひ出て、独涙こぼしつ。」

ここには零落した生活を送る神職と、大きな辻坊で暮らす僧侶の違いについて述べている。⁶⁵⁾この後、金木は江戸へ赴き、伊勢屋治兵衛（神田皆川町三丁目）の家に泊まり、神田明神の祭りや見せ物などを見学。さらに鎌倉鶴岡八幡宮・長谷大仏・長谷観音・五霊大権現（鎌倉権五郎景政社）・弓立の松・江ノ島（下の宮・上の宮・岩屋の宮）・三島大社などをそれぞれ参詣し、帰路についている。以上が弘化二年の旅の大まかな経過であるが、先に少し触れた通り、金木は四〇歳の頃にも旅行記を残している。先に挙げた旅と比較しながらみていきたい。この慶応二年（一八六六）の頃の「旅」を記した旅行記は「雲見まう傳」といわれる史料である。⁶⁶⁾このときの「旅」は

雲見講という講によって実現したものであり、次のように記されている。

【史料11—①】

「伊豆國なる雲見嶽に鎮座す大神は劔太刀御名にかかせるがごと岩が根の常住に玉の緒の長からむ事を守らせ給ふを玉襪挂て、我も人も朝夕に拝み奉れるからに今年慶應二年より雲見講といふを取結びて年毎に二人づつその内より参詣て、礼代の幣帛奉らむことを同心の友等と議定て、使にたつものの鬮引取れるに、中村貞則と予に当りければ、うれしみ恭みてやがて旅よそひなして三月廿二日に家を出たちて宇布見里なるわが本性なる父の許にいたりて宿る。」

幕末になると遠州地方ではこのような講が結ばれることが多くなってきたが、⁶⁷⁾雲見講の結成については『日記』に次のように記されている。

【史料11—②】

「廿二日、天気。豆州雲見大神に年毎に老度参詣致度、

同志之輩拾七人昨年秋より発起して、当年より雲見講
取立年々兩人宛代参、則拙者と宇布見村中村源左工門
代参□相当出立候、講二相加り候人々左之通り、

(中略)

右拾七人、但大石宜春と山内清暉ト兩人ハ当春□相済
候テヨリ加ハル。依テ拾五人にて掛金ヲタス。吾人前

□勿ツツ、都合金五両、内金壹両神主へ奉納御祈禱、

残四兩人道中入用、右発足、宇布見宿。」

⁽⁵⁸⁾

この参加者の多くが後の遠州報国隊に関わっていった
ことが確認できる。このときの旅では、先述の富士参詣
に比べ、古事記・日本書紀の記述を多く引用しており、
祝詞を拝す場面も多々あり、より神職としての色彩が前
面に出ているといえよう。⁽⁵⁹⁾このときに読まれた和歌をま
とめたものが表9であるが、国学の知識を多分に引用し
ている点が注目される。旅の経過については表10に示
した通りであるが、蛭ヶ小島などの古跡をめぐり、次の
ような考証をおこなっている点が注目される。

【史料11—③】

「蛭ヶ小島と云ハ、元此辺の總名なり。又往昔ハ伊豆國
の惣名とも傳え聞けり。然れども今ハ此名負ひたる所
だに無ければ大方の人の知らぬもうべなり。」

このとき寛政の頃に立てられた石碑や小田原北条氏の
出城跡、「豊臣太閤の物見し給ふ跡」、北条時政の屋敷跡、
願成就院の宝物などについて訪ねており、このころの金
木は、歴史に対する興味関心をもっていたことが知られ
る。またこの「旅」では、伊勢国桑名の春日神社神主鬼
島廣蔭などとの出会いが伴っており、金木の交流圏が神
職を中心に広範囲にわたっていたことも確認できよう。
すでに若林氏が指摘されている通り、この「雲見神社参
詣」は『古事記』の実態調査としての側面もあったと思
われるが、歴史への興味関心が強くみられる「旅」であ
った。このような機会を通じて、多くの人々との交流を
もち、記紀への認識と国史についての理解が得られてい
ったと考えられる。また、この史料の末尾には祝詞が書
かれており、推敲のあともみられる。こうした各地の神
社仏閣について実際に現況を見、また祝詞を推敲するこ
とで神職としての知識と交流圏を広げること成功して

表9 雲見神社参詣と和歌

No.	和歌を詠んだ場所	和歌
1	中山	春の日は 霞わたりて 甲斐が 嶺のさやには 見えぬさやの中山
2	菊川	時ならで 名にきく川も あせぬらむ その水上の 雫なけおほ
3	金谷駅	國さかる 心ほそさに 大井川 水あさけれど 袖ぬらしけり
4	島田宿	横雲ハ 霞にこめて わかぬども あくるか月の かげらしみゆく
5	藤枝	名のみして 枝にかかれる 花もなし 並木の松の かげはお口□と
6	岡部	ミどりそふ 岡邊の松の 蔭とめて 風まつばかり 春たけにけり
7	宇都山	花はみな 散て跡なき 山陰の 春をやっさぬ 鶯の聲
8	〃	鶯かづら かかるミ山の 奥にても 世のいとみハ くるしかりけり
9	阿部川 (安倍川)	手弱女の 身をこがらしの 森といへば 人をまつらの 川上やそれ
10	奥津宿	おきつ風 磯うつ波に 立そひて 旅寝の夢を 打ちくだきつ
11	〃	夜すがらに 轟く音の かしこきは 奥津瀬瀬に ほゆるくじらか
12	〃	煙りたて 寄るから船の いぶきかも 五百重の波の 上にひびけり
13	田子の浦	田子の浦の あかぬみるめを かりそめの 海士ともなりて 住見てしかな
14	〃	このたびハ いむとしきけバ 富士の嶺を かくせる雲や ころろあるらむ
15	沼津	おせの浦や 戸田の湊の ミるめ刈る いとまもまの 立騒ぎつつ
16	〃	よせかへり 碎くる波も 所から 降るや霞の こちこそすれ
17	松崎	よるべきへ なみにゆるるる 遠津人 まつてふ崎と 聞かごいしき
18	雲見	玉の緒を とりゆらがすせる 心地して 磯うつ波の 音もさやけし
19	松崎 (江奈・仁科)	波の音を そがひになして 鶯かつら 心ほそくも かかる山みち
20	〃	右に越え 左に渡り 谷川の 流れにそひて ゆく山路哉
21	仁科郷	岩はしる 谷の流れの 音のミを しるべにわけつ しらぬ山路も
22	〃	から國の 虎ふす野辺や いかならむ 猫の山さへ 越えわびにけり
23	小笹原	分けまどふ 山路のうさも 忘れけり 小笹原の 風のそよぎに
24	〃	鶯も ねになきてこそ をしむらめ 今日ばかりなる 春の別れを
25	元吉原	猶高く みがき出てよ ふじの嶺の雪の光に清き心を
26	〃	青柳の いと長きハ 君をしも とどめむとこそ 植置てけれ
27	〃	打たたる しだりの柳の 長き日や いづらとばかり この日暮ぬる
28	〃	まさきくて 又あはむ日に くらぶおほ わかるるけふの うさハ物かは
29		契りおく 後のたよりの 風にこそ けふのたもとの 露ハはらはめ
30		(田中) あかづして わかるる君を しばしだに ひきもとどめよ 青柳の糸
31		(田中) 玉ちはふ 神より板の ひとすぢに 引もとめぬむ 別格の袖
32		(返歌) いとどしく 心ひかれつ 青柳の 花田の原の 露のしなひに
33		(返歌) ひとすぢの 神より板の よりよりに 思ひ出つつ しのぼざらめや
34		田子の浦の 澳つみるめを 家つとに とり得てけりな おきつみるめを
35	家路へ	立かへる 家路にきけバ 清見? 岩打浪の 音ものどけし
36	島田	涼しくも 岩走りゆく 水茎の 岡部にかかる 谷川の橋
37		このゆふべ 焼野の原を 過ゆけバ なくや雉子の 声あはれなり
38	金谷	つつみなく 立かへり来て さらに又逢瀬 うれしき君の中川
39	帰宅	蔭ふかく 木々の若葉の しげりけり 家路の野山 しばし見ぬ間に
40		時鳥 ともなひゆきて 家人に 我が旅づとと 聞かせてしかな
41		程も経ず 登り来にけり 久かたの 雲見とききし 遠のミ山も
42		このゆふべ 空にもかへる 久かたの 雲見の神や おくり給へる

表10「富士まうで」旅行記（弘化三年六月朔日より）

日数	出来事
1日	出立、宇布見里へ
2日	同行二十一人、浜松駅集合。見付宿→三日野橋→掛川宿ねぢかね屋泊。
3日	大井川通行不能→久能里へ。「あやしき海土の家」泊。
4日	久能山東照宮→清見寺→由比宿四郎兵衛方泊
5日	大宮村浅間社
6日	富士登山→八合目泊
7日	須走口→竹ノ下→矢倉澤→名藤屋泊
8日	権現社→沓掛村茶屋→不動・坂本駒屋
9日	比比多神社→伊勢原→下谷→横尾→田村の渡し→まかど→あかばね→菱沼→四ツ谷→藤沢→保土ヶ谷宿
10日	孫市親族の江戸神田皆川町三丁目伊勢屋治兵衛方→神田明神祭り
11日	上野・浅草見物。
12日	猿若町にて新戯・両国。
13日	家路に。戸塚宿澤湯屋に宿。
14日	鎌倉鶴岡八幡宮・頼朝屋敷跡・長谷大仏・鎌倉権五郎景政社・江ノ島→平塚宿高砂屋泊。
15日	箱根路。破風屋。
16日	三島社参詣。蒲原宿谷屋平七方泊。
17日	藤枝宿山名屋。
18日	袋井宿松田屋。
19日	宇布見里帰着（～廿二日まで）

いったとみられる。

おわりに

本稿は主に次の点を検討してきた。

(1) 山本金木の蔵書について分析し、幅広い学問受容の様子が見て取れる一方で、二宮神社の神主や龍潭寺など引佐地方の人々との関係のなかで当地にゆかりの深い宗良親王の事蹟や地誌的な書物の収集を熱心に行っていたこと。

(2) 寛政争論が、金木の思想形成に与えた影響について明らかにした。この争論では、八幡宮の由緒についての認識の共有化がなされ、争論の最終的な決着も結果として神主の権利が再認識されたことになった。これは後の金木の登場する重要な土台となったが、一方で「旧記」をもつことの重要性を金木に認識させることになり、地域ゆかりの人物である宗良親王・井伊家についての研究を深めさせる大きな要因となった。

(3) 山本金木の旅を中心に国史についての幅広い興味関心について注目し、金木のこうした関心が、旅による

現地調査と交流によって得られたものであり、こうした村落外との結びつきが、蔵書の形成に大きく関与したことを明らかにした。

なお、金木は、明治以降も井伊谷宮を中心に中井真雄（松の舎）という号を用いる）とともに和歌の交流を繰り返し、政治的な歌も詠んでいた。近代のこうした金木や真雄の和歌を通じた文化交流や政治動向への関心の持ちようについては、報国隊での活動が個人および社会に与えた影響の問題として検討しなくてはならない重要な論点が多く残されているが、この点については今後の課題とさせていたきたい。

【注】

(1) 山本金木に関する先行研究としては次のようなものがある。静岡県神社庁編『明治維新 静岡県勤皇義団事歴』（一九七三年）、若林淳之「遠州報国隊員山本金木——金木を取り巻く情報と行動——」（『静岡学園短期大学研究報告』五号、一九九二年）、小野将「幕末期の在地神職集団と「草莽隊」運動」（久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団 由緒と言説』山川出版社、一九九五年）、澤博勝「近世

後期の神道と仏教」（『近世の宗教組織と地域社会』吉川弘文館、一九九九年）、竹山恭二『平左衛門家始末』（朝日新聞社、二〇〇八年）、高木俊輔「草莽諸隊員名簿について」（『人文科学論集』一六号、一九八二年）。

(2) 以下、引佐町教育委員会編『山本金木日記』（引佐町、一九八一年）は『日記』と略し、年号を記す。

(3) 引佐地方の通史については、『引佐町史』上・下巻、一九九一年に詳し。

(4) 「歴史意識」という用語については、岩橋清美『近世日本の歴史意識と情報空間』（名著出版、二〇一〇年）など。本稿では、金木の宗良親王についての研究動向等を歴史「意識」に基づくものとして捉え、その「意識」がどのような「経験」によって生成されてきたものかについて検討する。

(5) 坂本柳次氏所蔵の文書については、静岡県立中央図書館歴史文化情報センターの写真版を参照。

(6) 静岡県神社庁編前掲書（四一―四〇四一六頁）、高木俊輔「庶民日記の史料論」（『立正史学』一〇七号、二〇一〇年）。

(7) 「山本金木履歴」（『引佐町史料第十二集』引佐町教育委員会、一九八〇年）。

(8) 若林前掲論文、四〇五頁。

- (9) 若林淳之は、金木の地域社会におけるさまざまな活動について、次のように区分されている。①正月、②例祭、③大晦日祭礼、④祈祷、⑤筆子、⑥祭的(弓矢)。これらをもとに若林は「山本金木の渭伊神社の経営は、神勤は神勤として十分に奉仕するのは当然の事ながら、財政的には奉納された賽銭を始め、渭伊神社に属する神領の田畑を耕作してそれなりに自給態勢を確立するとともに、他方では祈祷や墓目祈祷を頼まれるままに行つて、それなりの御礼をうけとつていたらしい。」(一〇頁)と述べている。
- (10) 『日記』に村の若者から麦をもらい受けている記事などがみられる。なお、金木が本格的に農作業に取り組むようになるのは、万延年間以降である。
- (11) 安政四年は金拾三両三分三朱と六匁、錢四拾九貫九百弍文の収入を得ており(祈祷礼金の割合は不明)、持金総額は金廿壹両弍分弍朱と三百七拾弍文である。なお、万延年間以降、次第に引佐郡内の諸家からの祈祷依頼が多くなる。
- (12) 「中井日記」(中井俊家文書 二一七号)など。
- (13) 「神主屋敷留記」(中井俊家文書 一五号)、嘉永年間。彦根井伊家へ提出した由緒書の下書きとみられる。
- (14) 神宮寺村は文政十三年に神宮寺村正樂寺とされていた地域が「南神宮寺村」として分村している(神宮寺区有文書一・二・三・六号)。
- (15) 兵藤ゆかり氏所蔵文書(歴史文化情報センター資料番号一六号)。
- (16) 「祠官・祢宜・神子任官之儀者神金不足之節者村方一同対談を以其時之振合二随ひ取計申候事。右一代一度之儀故神金を以頂戴仕可申候」など、神領から徴収された神金は神職の公務などに使用された(兵藤ゆかり氏所蔵文書9号)。
- (17) 兵藤ゆかり氏所蔵文書9号。
- (18) 寛政年間の八幡宮棟札書き改めの際に、「中井与惣左衛門」(直英)が立ち合っている姿がみられる。直英は吉田家へと許状・紗狩衣・笏などの使用許可の奉願書などを作成しており、すでにこの頃、井伊谷の二宮神社中井氏と吉田家とのラインは確立していたとみられる(中井俊家文書一八九号)。
- (19) 井伊谷村には近世を通じて数度の彦根井伊家および藩士の参詣が行われた。この点については別稿で検討させていただきたい。
- (20) 兵藤ゆかり氏所蔵文書1号。
- (21) 『日記』山ノ三。
- (22) 金木は若い頃、親友岩間寺三宅均と「往来シテ書ヲ談ジ

歌ヲ読カハセ」ていたが、二十二歳で小栗広伴に弟子入り、三年後には石川依平、その後は言幸舎鬼島広蔭と氣吹舎平田翁にも入門し、皇典を学んでいる（『日記』山ノ三）。

(23) 「浪合記」（山本健一家文書二二六号）、『武徳編年集成』

（同二二八号）、『遠江風土記伝』（同二二九号）、『引佐郡之部遠江風土記伝略』（同二三〇号）、『井伊家伝記』（坂本柳次氏所蔵文書二号）。

(24) 中井俊家文書 七六号。

(25) 「井伊大明神御由緒」（山本健一家文書 一四八号）、嘉永元年。

(26) 兵藤家と山本家の交流は密接で、正月には金木が「日待勤」に兵藤家へ出かけている様子が確認できる。

(27) 兵藤ゆかり氏所蔵文書二九号。

(28) 「井伊庄」は幻の莊園であり、同時代の文書では確認できない。また井伊家については始祖共保の井中出生談が有名であるが、史料9の続きには「井伊家御元祖共保公井中より出誕ハ寛弘年中也」と記されている。なお「此辺之義ハ天文・弘治・永祿之頃迄ハ井伊家之御領分也」とも記載されており、神宮寺村周辺の江戸時代の人々はこの地を代々井伊家によつて支配された地域であると理解していたことが知られる。

(29) 山本健一家文書 二二八号。

(30) 「礎石伝」（中井俊家文書 一五七号）、天保十五年、中井直恕著。

(31) 「宗良親王御墓地考」（山本健一家文書 二六五号）。巻末

に「亡父・金木云フ」として、このときの羽田野との往復書翰が三浦為俊（美濃大井里ノ神主）に貸して以降、行方不明になっていたことが記されている。なお、同名

の史料が、豊橋市立中央図書館の羽田文庫のなかにも確認されるが、これは「合巻」であり、内容も少し異なる。注五一の羽田文庫本にはこの箇所の記載はみられない。

(32) 『日記』文久元年七月条。

(34) とくに注目されるのは、宇布見村の中村東海との交流である。宇布見村には金木の実家があり、中村家とも頻繁な交流関係がみとれる。

(35) 「明治二二巳年 山本家日記」（『山本金木日記 第二巻』）、明治二年七月二十一日条。

(36) 『日記』慶応四年十一月十三日条。

(37) 『日記』文久二年十二月十一日条。

(38) 兵藤ゆかり氏所蔵文書一一号。

(39) 澤博勝前掲論文。

(40) 現在、正泉寺所蔵文書。

(41) 神宮寺区有文書、兵藤ゆかり氏所蔵文書。ともに静岡県

中央図書館歴史文化情報センターのもつ紙焼きを参照させていた。だいた。

(42) 兵藤ゆかり氏所蔵文書二五号。

(43) 坂本柳次氏所蔵文書には、定光坊石塔のメモがあり、そこには宝暦六年・延享三年・寛保六年の三塔が確認できる。また定光坊の棟札は「元禄八年乙亥二月」とされる(一六号)。

(44) 本稿ではこの争論については詳述しないが、このとき争論の渦中にあつた龍潭寺の祖山は正楽寺と近藤氏の結託について批判している(「宝永年中記録」龍潭寺文書)。

(45) 兵藤ゆかり氏所蔵文書二二号。

(46) 兵藤ゆかり氏所蔵文書一一号。

(47) 兵藤ゆかり氏所蔵文書九号。

(48) 正泉寺所蔵文書七号。

(49) 金木は安政四年から「山本家古書取調写始」を開始している(『日記』安政四年正月五日条)。

(50) 兵藤ゆかり氏所蔵文書一一号。

(51) 『日記』安政七年十二月八日条。

(52) 『日記』文久三年三月二十八日条。

(53) 「本松二詔へ栄木樹集古詞三卷二又清滝寺へ返す」など(『日記』安政四年四月廿四日条)。

(54) 「富士まう伝」(坂本柳次氏所蔵文書) 静岡県歴史文化情報センター史料番号5 (『日記』)。

文中の「鈴屋大人の詠玉へる歌」が、本居宣長のいずれの句のことを指すのか、具体的には明らかでないが、金木がこの頃より、国学についての興味関心を持ち合わせていたことを確認できる。

(55) 「雲見参詣記全」(『日記』)。

(56) 引佐地方で広がっていた講としては、神職の間で広まった神祇講、龍潭寺の隠居が住む円通寺を中心とした長寿講がみられる。神主山本家はとくに長寿講に深く関わることになる(神宮寺区有文書六七・六八・六九・七〇号)。

(57) 『日記』慶応二年三月廿二日条。

(58) 雲見神社の参詣に際しては実際に旅に携帯したと考えられるメモ書きも残存する(坂本柳次氏所蔵文書三八号)。ここには、雲見神社の岩並などがスケッチされている。金木はこれをもとに「雲見神社参詣記」を作成したと思われる。

【付記】

本稿執筆にあたって、史料閲覧の便宜をはかってくださった静岡県中央図書館歴史文化情報センターの池田将章氏をはじめ、引佐図書館の職員の皆様、浜松市生活文化部文化財課文化財保護グループの平田隆氏には大変お世話にな

りました。また、史料の利用を許可してくださった大橋優喜氏（正泉寺住職）、坂本柳次氏、兵藤ゆかり氏、山下勝氏（七区自治会長）をはじめとし、地元の歴史について様々なことをご教示くださった大谷静夫氏（引佐町歴史と文化を守る会会長）、巨島泰雄氏（実相寺住職）、武藤全裕氏（龍潭寺住職）には心より御礼申し上げます。